## 回答書

平成 29 年 10 月 12 日

消費者支援ネット北海道 理事長 町村 泰貴 殿

株式会社サンコーポレーションサ 〒001-0022 札幌市北区北 22 条西 3 丁目 2:2 TEL 011-717-4311 FAX 011-717-4565

ご指摘いただきました、各項につきまして、ご回答いたします。

第10条第1項(関係者等の故意過失による損害の賠償) 「表題部入居者及びその履行補助者(来訪者等を含む)等の」に修正しました。

## 第14条柱書(賃貸人の無催告解除権)

「次の事項のいずれかに該当し、甲乙間の信頼関係が著しく破壊され、賃貸借契約の継続が著しく困難である場合」に修正しました。

## 第15条第5項(造作買取請求権の放棄)

「甲がその設置を許可した場合でも、甲が造作・設備等の内容を検討した上でその買取りを不相当と判断した時は、」に修正しました。

建物賃貸借・住居借契約書の「10 特約事項」の第2項(冬期解約違約金条項) について

北海道では冬期間に新たな入居者を得ることが非常に困難であり、賃貸人の維持・管理の必要が生じることから、前回答に記したように、冬期間に居室を維持管理するにあたり、賃貸人の利益を害すると考えますので不変で願います。

以上、ご回答申し上げます。